

※今年度から従来の紙による申請から電子申請へと変更させていただきます。
下記の内容を十分御留意の上、申請してください。

令和 8 年度毒物劇物取扱者試験実施要領

毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）（以下「法」という。）第 8 条第 1 項第 3 号に規定する毒物劇物取扱者試験を、次により実施します。

1 試験の日時

令和 8 年 9 月 4 日（金） 午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで

2 試験の場所

ANA クラウンプラザホテル秋田（秋田市中通二丁目 6 番 1 号）

3 試験の種類

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

4 試験科目

(1) 筆記試験

①毒物及び劇物に関する法規

②基礎化学

③毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては法施行規則別表第 1 に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては法施行規則別表第 2 に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

(2) 実地試験（筆記による）

毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては法施行規則別表第 1 に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては法施行規則別表第 2 に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法

5 受験手続

電子申請により手続きをしてください。

申請にあたっては、「秋田県毒物劇物取扱者試験オンライン申請マニュアル」を参考にしてください。

従来の紙による申請は受け付けません。電子申請ができない特別の事情がある場合は、6 月 12 日（金）までに秋田県健康福祉部医務薬事課医務・薬務チーム（018-860-1407）に御連絡ください。

(1) 申請受付期間

令和8年6月5日(金)から令和8年6月26日(金)

初日の午前8時30分から最終日の午後5時15分まで

※申請受付期間の最終日は、サイトへのアクセスが集中し、申請に時間がかかる場合があります。また、通信回線上の障害の原因であっても、申請受付期間を過ぎると申請できませんので、余裕を持って早めに申請を行ってください。

(2) 申請方法

下記URLから秋田県電子申請サービス（Grafferスマート申請）にアクセスし、申請してください。

なお、入力においてメールアドレスが必要になります。

<https://ttzk.graffer.jp/pref-akita/smart-apply/apply-procedure-alias/dokubutugekibutu>



(3) 申請の際に電子データによる添付が必要な書類

- ・添付可能なファイルサイズは10MBまで
- ・添付可能なファイルの種類は、画像（jpeg、jpg、gif、png）のみ
- ・ファイル名は「氏名_生年月日.拡張子」とすること

①顔写真

- ・申請前6か月以内に撮影したもの
- ・無帽、上半身、正面向き、無背景、縦横比4：3のカラー画像データ

②戸籍抄本又は住民票の写し

- ・本籍地の記載があり、マイナンバーの記載がないもの
- ・申請時点での現状を反映し、かつ発行後6か月以内のもの

(4) 受験手数料

11,000円

納付方法 クレジットカードのみ

※対象クレジットカード：VISA/Master/JCB/Amex/Diners

※電子マネー決済や秋田県証紙は使用できません。お支払いは秋田県電子申請サービス（Grafferスマート申請）により申請と同時にいきます。

※領収書は発行されません。支払履歴は、取引明細書等で御確認ください。

※手数料支払い後は、いかなる理由があっても返金いたしません。

(5) その他の注意事項

試験当日に車椅子を使用するなど、受験に際し配慮を必要とする方は、電子申請フォーム内「備考（連絡事項）」にその旨入力をお願いします。なお、医師の診断書や身体障害者手帳の写し等の提出を求めることがあります。

(6) 試験に関するお問い合わせ先

秋田県健康福祉部医務薬事課 医務・薬務チーム

TEL：018-860-1407

午前9時から午後5時まで（土曜日及び日曜日・祝日を除く）

6 受験票の送付

申請者に対しては、申請時に記載された住所宛てに、受験票（はがき）を送付します。

なお、令和8年8月14日（金）までに受験票が届かない場合にあつては、秋田県健康福祉部医務薬事課医務・薬務チームにお問い合わせください。

7 申請完了後の申請書記載内容等の変更手続き

受験申請後に氏名・本籍地に変更があった場合は、その旨を秋田県健康福祉部医務薬事課医務・薬務チームにお申し出ください。

なお、申請時に記載された住所に変更が生じた場合は、受験者の責任において、郵便局へ転居届を提出する等の対応を行ってください。

8 試験当日における注意事項

(1) 基本的な感染対策に御協力をお願いします。

(2) 携行品について

- ・マスク、受験票、筆記用具（B又はHBの黒鉛筆又はシャープペンシル、プラスチック消しゴム）、腕時計等の小型の時計（携帯電話、スマートフォン及びウェアラブル端末等は不可。以下同じ。なお、時計のアラーム機能は解除しておくこと。）
- ・必要に応じて、めがね（ウェアラブル端末等は不可。以下同じ。）、鉛筆削り、ティッシュペーパー、拡大鏡
- ・試験会場には、キャリーバック等の大きな荷物を持ち込まないでください。

(3) 試験会場の開場時間は午後0時30分とします。なお、試験に関する注意事項を説明するため、試験開始15分前までに所定の場所に着席してください。

遅刻については、原則、試験開始後30分までは認めるものの、遅刻者に対して試験終了時刻の延長は行いません。試験当日、悪天候等の為、公共交通機関に乱れが生じることがあるので、時間に余裕をもって試験会場に御来場ください。悪天候等による公共交通機関の遅延により試験開始時刻に遅れる場合は、試験開始時刻前に秋田県健康福祉部医務薬事課に必ず御連絡ください。

(4) 試験開始15分前までに、携帯電話、スマートフォン及びウェアラブル端末等の電源を落としてください。いわゆる「機内モード」等の電波を発しない状態であっても、これを認めません。試験中に、受験者がこれらに触れた場合、又は端末が鳴動する等の挙動を示した場合、不正とみなすことがあります。

また、同時刻までに、受験票、筆記用具（B又はHBの黒鉛筆又はシャープペンシル、プラスチック消しゴム）、腕時計等の小型の時計、必要に応じて、めがね、鉛筆削り、ティッシュペーパー（包装から出した状態に限る。）、拡大鏡を机の上に用意し、これら以外の物（筆箱、参考書、携帯電話等）については、かばんの中に収納してください。

(5) 試験終了後は会場敷地内にとどまらず、速やかに会場敷地から退出してください。

(6) 不正とみなされた場合及び試験監督員の指示に従わない場合は、以降の受験を認めません。

(7) 上記(1)～(5)の取扱いについては、今後変更することがあります。その場合、別途連絡いたします。

9 合格発表

令和8年10月6日（火）

県の広報による公示及び秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」

(<https://www.pref.akita.lg.jp/>)に掲載します。なお、電話等による可否のお問合せには対応しかねます。

10 合格証の交付

合格者には、合格証を合格発表の日以降に郵送します。

11 試験結果の提供

試験結果の提供を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを証明する書類（受験票、運転免許証、マイナンバーカード又は旅券等）を持参し、日曜日、土曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までの間に下表の受付場所に直接お申し出ください。

申出者	提供内容	受付期間	受付場所
受験者	筆記試験、実地試験の 得点及び総合得点	合格発表の日から 1か月間	秋田県庁2階 医務薬事課内

なお、この試験結果については、上記期間経過後も、個人情報の保護に関する法律第76条第1項の規定により、文書による開示請求をすることができます。